

四日市港管理組合公報

号 外 平成23年11月30日 水曜日

目 次

条 例

- 四日市港管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（経営企画課） 1
- 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（同） 8
- 四日市港管理組合職員退職手当条例等の一部を改正する条例（同） 13
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（同） 15

条 例

四日市港管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成23年11月30日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合条例第4号

四日市港管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 四日市港管理組合職員の給与に関する条例（昭和41年四日市港管理組合条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700	532,000
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800	535,100
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900	538,300
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000	541,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000	544,700
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100	547,200
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200	549,700
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300	552,200
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300	554,700
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400	556,600
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500	558,400
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600	560,300
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600	562,100
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000	563,600
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400	565,100
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800	566,600
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300	568,100
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800	569,300
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300	570,500
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800	571,700
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000	572,900
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500	
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000	
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500	
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800	
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000	
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200	
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400	
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600	
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500	
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400	
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300	
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100	
	34	187,300	243,600	284,600	330,500	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000	
	35	188,800	245,100	286,500	332,600	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900	
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800	
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700	
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600	
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500	
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400	

	41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400	540,300
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100	
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900	
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700	
	45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500	
	46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200		
	47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000		
	48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800		
	49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400		
	50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200		
	51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000		
	52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800		
	53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400		
	54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200		
	55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000		
	56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800		
	57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400		
	58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200		
	59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000		
	60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800		
再任	61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400		
用職	62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000			
員以	63	221,200	281,700	330,100	371,200	388,400	415,700			
外の	64	222,200	282,700	331,100	371,900	389,100	416,400			
職員	65	223,000	283,500	332,000	372,400	389,600	416,900			
	66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500			
	67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200			
	68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900			
	69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400			
	70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100			
	71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800			
	72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500			
	73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000			
	74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700			
	75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400			
	76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100			
	77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600			
	78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000				
	79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700				
	80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400				
	81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900				
	82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600				
	83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300				
	84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000				

	85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500					
	86	239,700	295,700	344,500	385,700						
	87	240,400	296,100	345,000	386,300						
	88	241,100	296,500	345,500	386,900						
	89	241,900	296,800	345,900	387,600						
	90	242,400	297,200	346,400	388,200						
	91	242,900	297,600	346,900	388,800						
	92	243,400	298,000	347,400	389,400						
	93	243,700	298,200	347,700	390,100						
	94		298,600	348,200							
	95		299,000	348,700							
	96		299,400	349,200							
	97		299,600	349,500							
	98		300,000	350,000							
	99		300,400	350,500							
	100		300,800	351,000							
	101		301,000	351,300							
	102		301,400	351,700							
	103		301,800	352,100							
	104		302,200	352,500							
	105		302,400	353,000							
	106		302,800	353,400							
	107		303,200	353,800							
	108		303,600	354,200							
	109		303,800	354,700							
	110		304,200	355,100							
	111		304,600	355,500							
	112		305,000	355,900							
	113		305,200	356,400							
	114		305,600								
	115		306,000								
	116		306,400								
	117		306,600								
	118		306,900								
	119		307,200								
	120		307,500								
	121		307,900								
	122		308,200								
	123		308,500								
	124		308,800								
	125		309,200								
再任用職員		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300	449,600	532,000

第2条 四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条の3第1項第1号中「第3号」を「次号」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項中「第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号」を「当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

第13条第4項中「地方公共団体の職員」の次に「、特定地方独立行政法人の職員等（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人（以下この項において「特定地方独立行政法人」という。）の職員及び三重県が設立する特定地方独立行政法人の役員をいう。以下同じ。）」を加える。

第13条の2第3項中「地方公共団体の職員」の次に「、特定地方独立行政法人の職員等」を加える。

（四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年四日市港管理組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「平成22年四日市港管理組合条例第9号」を「平成23年四日市港管理組合条例第4号」に、「100分の99.66」を「100分の99.55」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

（平成23年12月の期末手当の額の特例）

- 2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、四日市港管理組合職員の給与に関する条例（以下この項及び第4項において「給与条例」という。）第21条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（四日市港管

理組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年四日市港管理組合条例第1号）第18条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第28条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項若しくは附則第9項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年四日市港管理組合条例第1号）第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの期間において職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年四日市港管理組合条例第1号）附則第8項から第10項までの規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下「調整対象職員」という。）となった者（平成23年4月1日に調整対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあっては、その調整対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日）において調整対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当（第2条の規定による改正前の給与条例第12条の3に規定する住居手当をいう。）、単身赴任手当（給与条例第13条の2第2項に規定する規則で定める額を除く。）及び管理職手当の月額（常勤の副管理者及び四日市港管理組合職員の給与の特例に関する条例（平成17年四日市港管理組合条例第2号）第3条の規定の適用を受ける職員の管理職手当の月額については、その規定による額）の合計額に100分の0.09を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（平成23年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、調整対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から24号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで

(2) 平成23年6月1日において調整対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.09を乗じて得た額

- 3 平成23年4月1日から同年12月1日までの間において規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び規則で定める者との権衡を考慮して規則で定める額」とする。

（住居手当に関する経過措置）

- 4 平成24年4月1日前から引き続き第2条の規定による改正前の給与条例第12条の3第1項第2号の規定に該当する職員（同号の規定により同年3月に係る住居手当を支給される職員（当該職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員を含む。）に限る。）については、同項及び同条第2項の規定は、同日から平成27年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間にあっては同項第2号中「2,700円」とあるのは「2,100円」と、同年4月1日から平成26年3月31日までの間にあっては同号中「2,700円」とあるのは「1,400円」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては同号中「2,700円」とあるのは「700円」とする。

（規則への委任）

- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成23年11月30日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第5号

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年四日市港管理組合条例第36号）

の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

現 業 職 員 給 料 表

区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	133,100	174,100	219,300	279,200
	2	133,700	175,600	220,500	281,100
	3	134,300	177,100	221,700	283,000
	4	134,900	178,500	222,900	284,900
	5	135,600	180,000	224,200	286,800
	6	136,700	181,400	225,700	289,000
	7	137,900	182,800	227,200	291,200
	8	139,000	184,300	228,700	293,400
	9	140,100	185,800	230,200	295,400
	10	141,200	187,600	232,100	297,500
	11	142,300	189,400	234,000	299,600
	12	143,400	191,200	235,800	301,700
	13	144,500	192,800	237,500	303,800
	14	145,900	194,600	239,400	305,900
	15	147,200	196,400	241,200	308,000
	16	148,500	198,200	243,100	310,100
	17	149,800	200,000	244,900	312,100
	18	151,300	201,800	246,800	314,200
	19	152,800	203,600	248,600	316,300
	20	154,400	205,400	250,400	318,400
	21	155,700	207,000	252,200	320,400
	22	157,200	208,900	254,200	322,500
	23	158,700	210,800	256,200	324,600
	24	160,200	212,700	258,200	326,700
	25	161,600	214,600	260,100	328,400
	26	164,300	216,500	262,000	330,500
	27	166,900	218,400	263,900	332,600
	28	169,500	220,300	265,700	334,600
	29	172,200	222,000	267,700	336,500
	30	173,900	223,900	269,600	338,500
	31	175,600	225,800	271,500	340,500
	32	177,300	227,700	273,400	342,500
	33	178,800	229,300	275,300	344,400
	34	180,600	231,100	277,200	346,300

	35	182,400	232,800	279,100	348,200
	36	184,200	234,600	281,000	350,100
	37	185,800	236,100	282,700	352,000
	38	187,300	237,600	284,600	353,600
	39	188,800	239,100	286,500	355,200
	40	190,300	240,600	288,400	356,800
	41	191,600	242,100	290,100	358,500
	42	192,900	243,600	291,900	359,700
	43	194,200	245,100	293,700	360,900
	44	195,500	246,700	295,500	362,000
	45	196,900	248,000	297,400	363,000
	46	198,200	249,600	299,100	364,100
	47	199,500	251,200	300,800	365,100
	48	200,800	252,800	302,500	366,200
	49	202,000	254,200	304,200	367,100
	50	203,300	255,100	305,900	367,800
	51	204,600	256,000	307,600	368,500
	52	205,900	256,900	309,300	369,200
	53	207,100	257,500	310,600	369,800
	54	208,200	258,700	312,200	370,500
	55	209,300	259,900	313,800	371,200
	56	210,400	261,100	315,400	371,900
	57	211,600	262,400	317,100	372,400
	58	212,600	263,600	318,700	373,100
	59	213,600	264,800	320,300	373,800
	60	214,600	266,000	321,900	374,500
	61	215,400	267,100	323,400	375,000
	62	216,300	268,300	324,600	375,700
	63	217,200	269,500	325,800	376,400
	64	218,100	270,700	327,000	377,100
	65	218,800	271,700	328,100	377,600
	66	220,100	272,800	330,400	378,300
再任	67	221,400	273,900	332,700	379,000
用職員	68	222,700	275,000	335,000	379,700
員以	69	223,800	276,100	337,300	380,200
外の	70	225,000	277,200	339,600	380,800
職員	71	226,200	278,300	341,900	381,400
	72	227,400	279,400	344,200	382,000
	73	228,600	280,300	346,500	382,700
	74	229,800	281,200	347,600	383,300

75	231,000	282,100	348,700	383,900
76	232,200	283,000	349,800	384,500
77	233,400	283,900	351,000	385,100
78	234,600	284,700	352,000	385,700
79	235,800	285,500	352,900	386,300
80	237,000	286,300	353,900	386,900
81	238,100	287,200	354,900	387,600
82	239,100	288,000	355,800	388,200
83	240,100	288,800	356,700	388,800
84	241,100	289,600	357,600	389,400
85	242,200	290,400	358,500	390,100
86	243,200	291,000	359,400	390,600
87	244,200	291,600	360,300	391,200
88	245,200	292,200	361,200	391,800
89	246,200	292,600	362,100	392,500
90	247,100	293,200	363,000	393,100
91	248,000	293,800	363,900	393,700
92	248,900	294,400	364,800	394,300
93	249,900	294,800	365,500	395,000
94	250,700	295,400	366,400	395,600
95	251,500	296,000	367,300	396,200
96	252,300	296,600	368,200	396,800
97	253,100	297,000	368,900	397,400
98	253,700		369,800	398,000
99	254,300		370,700	398,600
100	254,900		371,600	399,200
101	255,300		372,300	399,900
102	255,800		373,200	400,500
103	256,300		374,000	401,100
104	256,800		374,900	401,700
105	257,400		375,600	402,300
106	257,900		376,500	402,800
107	258,400		377,400	403,400
108	258,900		378,300	404,000
109	259,300		379,000	404,700
110	259,600		379,900	405,300
111	259,900		380,800	405,900
112	260,200		381,700	406,500
113	260,600		382,400	407,200
114	261,000		383,200	

	115	261,400		384,100	
	116	261,800		385,000	
	117	262,000		385,700	
	118			386,300	
	119			386,900	
	120			387,500	
	121			388,000	
	122			388,600	
	123			389,200	
	124			389,800	
	125			390,300	
	126			390,900	
	127			391,500	
	128			392,100	
	129			392,600	
	130			393,200	
	131			393,800	
	132			394,400	
	133			394,900	
	134			395,400	
	135			396,000	
	136			396,600	
	137			397,100	
再任用職員		186,300	214,000	244,000	278,700

備考(1) この表の「再任用職員」とは、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された現業職員をいう。

(2) この表の「再任用職員以外の職員」とは、現業職員のうち再任用職員を除いた現業職員をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

(平成23年12月の期末手当の額の特例)

- 2 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条の規定によりその例によることとされる四日市港管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年四日市港管理組合条例第4号）附則第2項の規定の適用については、同項第1号中「次の表」とあるのは「現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成23年四日市港管理組合条例第5号）附則別表」とする。

附則別表

給料表	職務の級	号給
現業職員給料表	1級	1号給から60号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで

四日市港管理組合職員退職手当条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成23年11月30日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合条例第6号

四日市港管理組合職員退職手当条例等の一部を改正する条例

(四日市港管理組合職員退職手当条例の一部改正)

第1条 四日市港管理組合職員退職手当条例（昭和41年四日市港管理組合条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「（職員が引き続いて職員以外の地方公務員となつた場合において、

当該地方公共団体の退職手当に関する規定において、その者の職員としての勤続期間を当該地方公共団体の公務員としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体の公務員に限る。)」を削る。

(四日市港管理組合職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 四日市港管理組合職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和48年四日市港管理組合条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則別表中「以後」を「から平成22年3月31日まで」に改め、同表に次のように加える。

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	年1.8パーセント
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	年1.9パーセント
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	年2.0パーセント
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	年2.2パーセント
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	年2.6パーセント
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	年2.9パーセント
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	年3.4パーセント
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	年3.6パーセント
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	年3.9パーセント
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	年4.0パーセント
平成32年4月1日以後	年4.1パーセント

附 則

この条例中第1条の規定は平成24年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成23年11月30日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第7号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年四日市港管理組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

<p>購 読 料 年間 3,120円 (月額 260円)</p>	<p>平成23年11月30日発行 四日市市霞2丁目1番地の1 (電話 代表 059(366)7006) 四日市港管理組合</p>